

貸出施設のご利用に関するQ & A

No.	Q (質問)	A (回答)
手続き関係 (使用申請、利用料金の支払い等)		
1	【伝統芸能公演等】 他に先行してホール等の使用申請ができるものは何か	伝統芸能、民俗芸能その他伝統的な文化に係る公演等のうち、江戸及び東京の歴史と文化の発信に寄与するもの、公益性、公開性があるものです。
2	【伝統芸能公演等】 伝統的な文化の範囲は何か	No.1のとおりですが、範囲については広めにとりたいと考えています。なお、使用承認は専門家の意見を聞いて決定します。
3	【伝統芸能公演等】 伝統芸能公演等として申請した際、他の申請者と日程が競合した場合はどうするのか	申請の段階で、複数の候補日をうかがい、可能な限り日程の調整を行う予定ですが、それでも競合した場合は、専門家の意見を聞いて使用を決定します。
4	申請はどのようにするのか	【一般利用】事前にご連絡のうえ、直接ご来館いただき申請ください。 【伝統芸能公演等】①先行受付における利用申請は、事前にご連絡のうえ、郵送で申請ください。②先行受付以降は、一般利用と同様に申請ください。
5	申請に対する承認は、いつ、どうやって知らされるのか。	【一般利用】申請から約2週間以内に使用承認書を郵送します。 【伝統芸能公演等】No.4の①にて申請されたものは、原則として、申請月の翌月に決定し、使用承認書を郵送します。②で申請されたものは、一般利用と同様に使用承認書を郵送します。
6	団体登録とは何か。なぜ必要なのか	条例等の規定に示されている使用目的でのご利用をお願いしたいためです。また、事前に団体の登録を行っていただくことで、手続きの迅速化を図ります。
7	改修工事前に利用したことがある団体も団体登録をする必要があるのか。	改修工事前に一度ご利用いただいたことがある団体様も団体登録をお願いいたします。
8	利用料金の支払い方法はどうか	原則として、振込みでお願いいたします。
9	舞台事務室はいつオープンするのか	舞台事務室は、2019年6月（受付時間：開館日の10時～17時）からの開室を予定しています。
10	事前相談はいつからできるのか	現在も改修工事中であるため、改修後の状況については見込み・想定の部分もあるかと思いますが、現在もご相談いただくことは可能です。館の代表番号（03-3626-9974）までご連絡ください。
11	施設の下見はいつからできるのか	2019年4月に内覧会を開催いたします。 同年6月から随時ご覧いただける見込みです。
12	下見ができなくても料金は支払わなければならないのか	5月以降に料金の納入をお願いする予定で現在調整中です。詳細につきましては、別途ご案内いたします。
13	会議室や学習室についても3ヶ月前に利用料金を支払うことになったのか	利用希望者の増加が見込まれる中で、安易なキャンセルを防ぐことによって、より多くの方にご利用いただくため、ご理解のほど、お願いいたします。

No.	Q (質問)	A (回答)
貸出施設について		
14	舞台は誰が設営するのか	主催者側での設営をお願いいたします。
15	機構操作は誰が行うのか	原則、舞台事務室スタッフが行います。
16	音響・照明の操作は誰が行うのか	利用開始から終了までの間、舞台、照明、音響の各スタッフが使用機器の貸出、操作方法の説明及び設備機器の管理を行います。公演等の進行に係る作業は館では行いませんので主催者側で専門スタッフをご準備ください。
17	舞台設営、大道具運搬、音響・照明設備等のオペレーションを博物館に委託できるのか	利用開始から終了までの間、舞台、照明、音響の各スタッフが使用機器の貸出、操作方法の説明及び設備機器の管理を行いますが、オペレーションは行いません。主催者側で専門スタッフをご準備ください。
18	楽屋口はどこか	ホール等専用の楽屋口はありません。博物館の展示を観覧する来館者と共通の出入口となります。
19	ホールの搬入の動線はどうなっているか	館内への搬出・搬入は、貸出時間内に館の通常の出入口から行います。その際、一般のお客様の動線の妨げにならないようご注意ください。 大ホールに大型の搬入・搬出物がある場合は、舞台事務室スタッフ立会いの下、博物館裏手のトラックヤードから搬入します。
20	音量等の制限について	極端に音量の大きい楽器は使用できません。展示室への振動と音量の関係で、原則として和太鼓、金管楽器を使用することはできません。太鼓、重低音PAを使用する予定の場合は、必ず事前にご相談ください。
21	大ホールのホワイエはどのような利用が可能か	必要に応じ、受付や広報物の設置等にご利用ください。また、簡易なイベント、ホールへの導入展示等は可能ですが、隣接する特別展示室での展示等に影響がないようにしてください。また、非常口の開放の妨げになるような設営は避けてください。
22	小ホールに幕は設置されるか	設置する方向で現在も調整中です。
23	駐車場の利用時間について	主催者用の駐車場は、台数に限りがあるととも駐車届の提出が必要となりますので、ご利用予定の場合は、事前にご相談ください。 一般有料駐車場の利用時間は、午前9時30分から午後5時30分（土曜日は午後7時30分）までとなっていますので、ご注意ください。来場されるお客さまには、公共交通機関のご利用をお勧めください。